

山梨県公報

第千五百十四号

平成十六年

十月七日

木曜日

目次

告示

悪臭物質の規制区域及び規制基準の一部改正……………	六四三
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音 について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規 制基準の一部改正……………	六四三
振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指 定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正……………	六四三
騒音に係る環境基準の類型の当てはめの一部改正……………	六四四
山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改 正……………	六四四
公 告	
開発行為に関する工事の完了について……………	六四四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………	六四四
人事委員会	
公平委員会の事務を山梨県に委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を 定める規則の一部を改正する規則……………	六四五
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………	六四五
公安委員会	
地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則の一部を改正する規則……………	六四五
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………	六四五
自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改 正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定の一部改正……………	六四六

告示

山梨県告示第四百五十号

悪臭物質の規制区域及び規制基準(昭和五十一年山梨県告示第二百三十五号)の一部を次のように改正し、平成十六年十月十二日から施行する。

平成十六年十月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 中「甲斐市」の下に「、笛吹市」を加え、「、春日居町」及び「、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村」を削る。
別添図面中春日居町、石和町、御坂町、一宮町、八代町及び境川村に係る部分を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第四百五十一号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正し、平成十六年十月十二日から施行する。
平成十六年十月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 中「甲斐市」の下に「、笛吹市」を加え、「、春日居町」及び「、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村」を削る。
別添図面中春日居町、石和町、御坂町、一宮町、八代町及び境川村に係る部分を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第四百五十二号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和五十四年山梨県告示第百号)の一部を次のように改正し、平成十六年十月十二日から施行する。
平成十六年十月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 中「甲斐市」の下に「、笛吹市」を加え、「、春日居町」及び「、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村」を削る。
別添図面中春日居町、石和町、御坂町、一宮町、八代町及び境川村に係る部分を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第四百五十三号

騒音に係る環境基準の類型の当てはめ(平成七年山梨県告示第三百六十八号)の一部を次のように改正し、平成十六年十月十二日から施行する。

平成十六年十月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦
「甲斐市」の下に「、笛吹市」を加え、「、石和町」を削る。

山梨県告示第四百五十四号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定(平成四年山梨県告示第百十五号の二)の一部を次のように改正し、平成十六年十月十二日から適用する。

平成十六年十月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦
一 (三)8中「東八代郡御坂町大字藤野木字笠取山一、八九九番の四」を「笛吹市大字御坂町藤野木字笠取山一、八九九番の四」に改め、二の5中「東八代郡境川村及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、二中15を削り、16を15とし、17から21までを16から20までとする。

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年十月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

甲斐市島上条字大塚一七四四、一七四八、一七四九及び一七五〇の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市島上条千七百五十七番地の二 小林照次
甲斐市境二千三十番地 小林房子

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年十月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦
一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
甲斐市大下条字中河原一四七四の一、一四七四の八、一四七四の九、一四七四の一〇、一四七四の二一及び一四七四の二二の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
---------	--------

道 路	次の図のとおり
-----	---------

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条百一番地一 有限会社保泉商事 代表取締役 小池保

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年十月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

甲斐市富竹新田字大明神河原一六三三の二、一六三三の三、一六三三の二四、一六三三の二五、一六三三の二六、一六三三の二七、一六三三の二八、一六三三の二九、一六三三の三〇、一六三三の三一、一六三三の三二、一六三三の三三、一六三三の三四、一六三三の三五、一六三三の三六、一六三三の三七及び一六三三の三八の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
---------	--------

道 路	次の図のとおり
-----	---------

ごみ置場

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市德行四丁目十五番二十九号 有限会社甲斐地所 代表取締役 川崎昭志

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十八号

公平委員会の事務を山梨県に委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十月七日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

公平委員会の事務を山梨県に委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を山梨県に委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
第一条中「及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条の四第三項」を削る。

別表の石和町の表、御坂町の表、一宮町の表、八代町の表及び境川村の表を削る。

附 則

この規則は、平成十六年十月十二日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十九号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十六年十月七日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。
別表第七中「石和警察署」を「笛吹警察署」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年十月十二日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十一号

地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則の一部を改正する規則を次のよう

に定める。

平成十六年十月七日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則の一部を改正する規則
地域交通安全活動推進委員制度の運営に関する規則（平成三年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「石和」を「笛吹」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年十月十二日から施行する。

山梨県公安委員会規則第十三号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十六年十月七日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則
山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第一項及び第三十一条第一項中「石和警察署」を「笛吹警察署」に、「あてる」を「充てる」に改める。

第三十二条第一項中「石和警察署」を「笛吹警察署」に改める。

別表第二石和の部中「石和」を「笛吹」に改める。

別表第三石和警察署の部中「石和警察署」を「笛吹警察署」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十六年十月十二日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県警察の組織等に関する規則（以下「旧規則」という。）に規定する石和警察署の長によってなされた処分その他の行為又は石和警察署の長に対してなされた申請、届出その他の行為は、この規則による改正後の山梨県警察の組織等に関する規則（以下「新規則」という。）に規定する笛吹警察署の長によってなされた処分その他の行為又は笛吹警察署の長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則に規定する石和警察署に勤務する者は、新規則に規定する笛吹警察署に勤務を命ぜられたものとする。

山梨県公安委員会告示第七十五号

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律附則第三項に規定する市町村の区域の指定(平成十六年山梨県公安委員会告示第二十七号)の一部を次のように改正し、平成十六年十月十二日から施行する。

平成十六年十月七日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

「東山梨郡春日居町、同郡牧丘町」を「笛吹市、東山梨郡牧丘町」に、「東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代町、同郡境川村、同郡中道町」を「東八代郡中道町」に改める。